

**議案第108号 【子ども家庭支援部子ども政策課及び保健福祉支援部障害者福祉課】
港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び港区
指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例**

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等を利用する乳児又は幼児の健康診断に関する基準等を変更するものです。

【法令改正の背景】

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

また、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略することを可能とする省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①乳幼児等が乳幼児健康診査を受けている場合に、施設等で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。
- ②条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日